議案第８１号

小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例

［改正理由］

受益と負担の適正化の観点から郷土文化館の使用料の額を引き上げるため改正する。

［内　　容］

供用施設の使用料の額を次のように引き上げることとする。（別表関係）

（　）内の数字は、現行の金額

区　　分		午前９時～正午	午後１時～午後４時	午前９時～午後４時
松永記念館	和室	円 １，２００ （１，０００）	円 １，２００ （１，０００）	円 ２，８００ （２，０００）
	茶室及び茶室附属棟	１，８００ （１，５００）	１，８００ （１，５００）	４，２００ （３，０００）
	茶室附属棟	１，２００ （１，０００）	１，２００ （１，０００）	２，８００ （２，０００）
松永記念館老欅荘	茶室	１，８００ （１，５００）	１，８００ （１，５００）	４，２００ （３，０００）
	広間	１，２００ （１，０００）	１，２００ （１，０００）	２，８００ （２，０００）
	寄付及び和室	１，２００ （１，０００）	１，２００ （１，０００）	２，８００ （２，０００）

［適　　用］

令和９年４月１日以後の供用施設の使用に係る使用料について適用